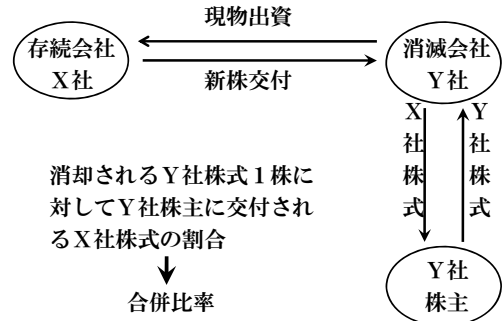


13-1 企業結合会計

企業買収など企業結合が盛んに行われているが、それに適用される会計方法のいかん——被買収企業の資産を時価で引き継ぐのか簿価のまま引き続くのか、のれんを認識するのしないのか、認識したら償却するのか（日本基準）、しないのか（国際基準）など——は、①結合後の企業の財務諸表に影響するばかりでなく（事後の影響）、②買収等の意思決定そのものにも影響する（事前の影響）。

そこで、この項では、企業結合の会計基準を、彼我の差異に注目しながら、説明する。

企業結合の概念図 —吸収合併の場合—



企業結合会計の基本問題

1. 被結合企業の資産・負債をどういった価額で引き継ぐのか？ 簿価のままか、時価に評価替するか？
2. 被結合企業が未認識ののれんを認識するのか、しないのか？
3. 被結合企業の留保利益をそのまま引き継ぐのか？ リセットするのか？

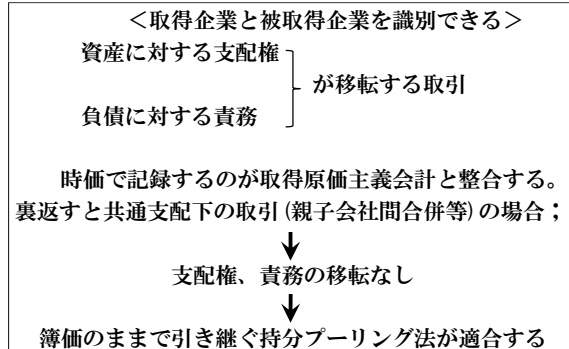
企業結合の基本類型

- * 3つの類型：教科書、303ページ、図表13-2参照
- * それぞれの根拠：教科書、302～303ページ
- * 具体的な会計処理：教科書、304ページの【数値例13-1】で説明
- * フレッシュ・スタート法の説明：別紙の数値例で

近年の動向

- * 日本の従来の会計基準
企業結合を「取得」と「持分の結合」に区分し、「取得」にはパーチェス法を、「持分の結合」には持分プーリング法を適用してきた。
- * 今日の国際的な潮流
パーチェス法に一本化
- * 日本の現在の会計基準（国際的潮流に調整）
 - ・ パーチェス法に一本化
 - ・ 持分プーリング法の廃止

パーチェス法の論拠の補足説明(1) —なぜ時価で引き継ぐのか？—



パーチェス法の論拠の補足説明(2)

—なぜ留保利益を引き継がないのか?—

答え：結合時に清算分配されるから

旧株1株の
簿 価

1株当たり
の結合対価

旧株1株当たり
の資本構成

持分プーリング法の論拠の検証(1)

- * 合併比率は1株当たり企業価値(≡結合前の一定期間の平均株価)の比較で算定されるのが通例 → この比率で算定された結合対価(取得企業が要した買収コスト)には資産の評価差額やのれん価値が織り込まれているはず → 実際に授受された対価を反映しない簿価で記録するのでは取得原価主義会計に背反する。
- * 「各結合当事会社の株主が総体として有する議決権」比率を比較することに意味があるか?
 - 結合前に同じ会社の株主であったからといって、結合後も議決権を同じように行使する保証はない。
 - 「総体としての議決権比率」という用語はレトリック(教科書、307~308ページ、348ページ参照)

持分プーリング法の論拠の検証(1)

* <取得企業を識別できない企業結合(対等合併)>であるということから持分プーリング法を導けるか?



* <取得企業を識別できない企業結合>であるとすれば法形式はX社がY社を吸収合併する取引であっても、経済的実質はX社、Y社、Y社が解散してZ社を設立する<新設合併>といえるのではないか?



* <新設合併>であれば、旧当事会社は被取得企業、新設企業が取得企業とみなされるから、X社、Y社どちらの資産・負債も時価で引き継ぐ<フレッシュ・スタート法>が適合するのではないか?

のれんの会計

- * 企業結合対価－被取得企業の純資産の時価
＝のれん
 - * パーチェス法を採用して被結合企業ののれんを認識し資産に計上した場合、それを結合後に償却するのか、しない(減損があった時、簿価を切り下げるだけ)のか?
 - 日本基準と国際基準の間に残された最後の食い違い
- 日本：規則的償却法＋減損検査法
国際基準：減損検査法のみ

規則的償却法の論拠の検討(1)

①のれんは競争にさらされている以上、不可避免的に減価する(はず)

- のれんは償却性資産のように時の経過や使用等によって規則的に減価する資産ではない。減価の有無は経験的に把握するほかない
- のれんはそれ単独で価値を生むわけではなく、特定の資産グループに帰属させて当該グループの減損会計の中で減価を検査・処理するべきで
- はないか?

規則的償却法の論拠の検討(2)

②買入のれんを償却しないとしたら、自己創設のれんを計上するに等しい。

- 証明すべきことを根拠に使う一種のトリロジーではないか?
- 研究開発等がかりに自己創設のれんを生みだしているとしたら、買入のれんと相殺関係でみるのではなく、研究開発費を即時費用処理することになっている現行の会計基準を見直し、資産化法に変更するのが首尾一貫した考え方ではないか?